

## 平成27年第1回砂川市議会定例会

平成27年3月17日（火曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定につ

いて

- 議案第 3 2 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 3 3 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 3 4 号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第 7 号 平成 2 7 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 7 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 3 5 号 権利の放棄について
- 日程第 3 議案第 1 5 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 報告第 2 号 監査報告
- 報告第 3 号 例月出納検査報告
- 日程第 5 意見案第 1 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について
- 意見案第 2 号 労働者保護ルール改正反対を求める意見書について
- 意見案第 3 号 国会決議が守れないなら T P P 交渉からの撤退を求める意見書について
- 意見案第 4 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第 7号 平成27年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第35号 権利の放棄について
- 日程第 3 議案第15号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 報告第 2号 監査報告
- 報告第 3号 例月出納検査報告
- 日程第 5 意見案第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について
- 意見案第2号 労働者保護ルール改正反対を求める意見書について

意見案第3号 国会決議が守れないならTPP交渉からの撤退を求める意見書について

意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書について

○出席議員（13名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教	育	長	井	上	克	也
教	育	次	長	和	泉	肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監	査	事	務	局	局	長	中	出	利	明
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	湯	浅	克	己
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農	業	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	進
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿		
事	務	局	次	長	高	橋	伸	二	
事	務	局	主	幹	佐	々	木	純	人
事	務	局	係	長	杉	村	有	美	

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定に

ついて

- 議案第 27 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 33 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 34 号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第 7 号 平成 27 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 27 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 27 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 27 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 27 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 27 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第 14 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、議案第 23 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第 27 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 28 号 砂川市東地区コミュニ

ティセンターの指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号 市道路線の変更及び認定について、議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算の27件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 黒 弘君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月13日及び16日に委員会を開催し、委員長に私黒、副委員長に辻勲委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号、第14号、第23号、第24号、第21号、第16号から第20号まで、第22号、第25号から第34号まで並びに第7号から第12号までの平成27年度一般会計、特別会計、事業会計の6会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第2予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号、第14号、第23号、第24号、第21号、第16号から第20号まで、第22号、第25号から第34号まで、第7号から第12号までの一括採決をいたします。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第35号 権利の放棄について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第35号 権利の放棄についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第35号 権利の放棄についてご説明を申し上げます。

株式会社砂川振興公社の解散に伴い、次のとおり権利を放棄するので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、権利の相手方は、砂川市西6条北3丁目1番1号、株式会社砂川振興公社代表清算人、弁護士、丸山健であります。

2、放棄する権利の内容は、本市が相手方に対して有する長期貸付金債権5億2,000万円及び相手方の債務を平成26年12月5日に代位弁済した1億5,750万円の求償権から、相手方から金銭による弁済を受ける540万9,192円を除いた額であります。

3、放棄する権利の金額は、6億7,209万808円であります。

4、放棄する理由は、株式会社砂川振興公社の解散に当たり債権の弁済が見込めないためであります。

なお、3ページに参考資料として長期貸付金債権、代位弁済金、金銭による弁済についてそれぞれ記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第35号 権利の放棄に対する質疑を行います。

先ほどの提案説明にもありましたけれども、今回の提案は株式会社砂川振興公社の解散に伴い砂川市の権利を放棄するもので、砂川市が振興公社に貸していた5億2,000万円と振興公社が民間金融機関から借りていた1億5,750万円の損失補償をしたためかわって返した分、合わせて6億7,750万円から、何らかの形で振興公社の財産をお金にかえた分540万を超える金額を引いて、結果的には6億7,000万円を超える権利を放棄しようとするものです。

そこで、お伺いをするのは、平成26年度事業計画書によれば、株式会社砂川振興公社にはゴルフ場関係だけでも土地、造成分ですけれども、建物、機械及び装置、車両、備品

を合わせて3億7,000万円を超える有形固定資産があることになっています。その額からすれば、今回振興公社からの弁済額540万9,192円は余りにも少ない額だというふうに思っていますが、その内容について詳しくお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) ご指摘にありました振興公社の金銭弁済、約540万円の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、資産の関係についてご答弁を申し上げます。砂川振興公社の財産目録で解散時の固定資産は4億1,939万3,000円となっており、これを市に代物弁済する考えで清算事務を進めてまいりましたが、価格の決定に当たり弁護士であります清算人との協議、また事前に会計士及び不動産業者等の意見を参考に処分価格を決定いたしました。次に申し上げる理由により処分価格がゼロとなったので、市は無償で譲り受けたものであります。

まず、土地につきましては、当地は河川敷地で国の管理用地であります。処分価格等を試算する場合は、近隣の取引事例価格、公示価格、路線価格等をもとに売却可能価格を見積もることになり、振興公社が資産計上しておりますゴルフコース等の造成費用は算定外となります。このことから、振興公社が資産計上していた土地造成費3億4,993万7,000円は含まないものであります。

次に、建物について、解体する施設のクラブハウス、資材機材倉庫などについては、解体費用を考慮して算定外といたしました。

次に、装置及び備品等について、装置は償却資産の舗装道路、橋、排水施設などで、取り壊して原状回復する物件は撤去費用を考慮して算定外といたしました。なお、使用できる物件について帳簿価格から算定できますが、破損状況等を考慮して算定外としたところでございます。

これらの考えにより、決算上の有形固定資産額は多くありますが、国の土地、原状回復で撤去が前提であり、装置、備品の老朽化等から弁済金が少ない状況となったものであります。

次に、弁済金の算定内訳であります。砂川振興公社が解散した平成26年11月27日時点での決算によるキャッシュ期末残高は1,428万1,164円となり、この金額の中には管理委託料、利息等の未払い金、仮払金、未収金が含まれており、その清算で901万2,153円の支出、清算期間の支出として備品撤去、廃棄処理などで172万3,125円、特別清算費用として清算人報酬、手数料等で55万7,335円の支出、消費税、法人住民税の未払い費用9万100円を見込み、これらの支出後の残額は289万8,451円となり、これに備品等の売却益248万7,888円、出資金等の戻入等2万2,853円を加えた251万741円の収益を加算しまして最終的な現金が540万9,192円となり、これが金銭弁済に充てられたものであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の話を聞くと、本当にすっからかんになって、クラブハウスなんかも当時は億のお金をかけてつくったという話も聞いているのですけれども、結局解体をしなければならぬ費用と差し引きするとゼロというような、いろんなお話を今聞かせていただいたわけなのですけれども、本当に残念というか、これだけ大きな債権放棄と、それから損失補償をしていたがためのお金を肩がわりで払うというような、市民の皆さんにとってみればやっぱり大きな損失ということは間違いないのだろうなというふうに思うわけです。

ただ、今1点目でお伺いして、もうちょっとお伺いしたかったのは、結構備品ってあったと思うのですよね。例えばカートだとか、あそこでレストランなんかもしかやっていたときもあるわけで、そういう備品も全部ひっくるめて240万ぐらいにしかならなかったのかと。あのカートも結構台数あって、多少古かったとはいえ、何らかの形でもっともとお金にすることができなかつたのかなというふうに感じるところなのですけれども、もう少し詳しく、できればこの現金が多ければ多いほど債権放棄の額は少なくなっていくわけですから、どのような努力をされてこの540万ちょっとということになってしまったのかというところをもうちょっとお伺いをしたいと思っています。

それから、先ほどから言っているように6億円も超えるような権利放棄をするということ、これは非常に大きなことであるわけです。詳しく内容を知らない市民の皆さん方には、たまたま今私も市内を回ることが多い時期とぶつかってしまっていて、いろんなご意見をお伺いするわけなのですが、その中でも特に心に響いてしまうのは、砂川振興公社の経営や清算に関しての砂川市や取締役の法的責任はどうなっているのというような厳しいお話を聞かされることが多いのですけれども、私もいろいろこれまでに調べてきまして、そもそも株式会社というのは有限責任であるということも承知はしているのですけれども、砂川市がこれまで権利の放棄に至る過程の中でいろんな専門家にも相談していらっしゃるのではないかというふうに思うので、今回権利放棄に対しての法的な責任というようなことをどのように相談されてきたのか、2点目でお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 最初に、備品の関係でどのように努力してきたかということでございます。ゴルフ場の附属施設でありますゴルフカートが一番大きいのですけれども、それは40台ほど処分しました。これらについては、近隣のゴルフ場からいろいろ声がかかりまして、こちらの希望する価格を提示をしているところでありましたけれども、足元を見られたという言い方は失礼ですけれども、こちらの思った高い価格ではなかなか売れなかつた。ゴルフ場については、カートのほかにくいだとか、あるいはグリーンの旗だとかカップだとか、場合によっては一部芝も買いたいというような話がありまして、グリーン上の芝も売ったところでもあります。それから、ゴルフ練習場については、ボール自体、

それからボールを集める収集機、ボールを洗う洗浄機等々売れるものは全て買ってほしいという形で、これも値段は思った値段にはちょっとなりませんでしたが、残ってしまうとこちらのほうで逆に処分料もかかるというような部分もありますから、なるべく買っていただいたということでございます。最大限努力したところでありますけれども、これらについてもやはりどうしても傷んでいるという割合もひどいものですから、余り強気で交渉もできなかったという部分もございまして、ただ最大限売れるものは売ったという形でお金にして、5億2,000万の肩がわりというか、金銭で弁済に充てるように努力したところでございます。

それから、責任面のお話がございました。6億7,750万円の債権のうち約5億2,000万円の長期貸し付けは、それぞれ貸し付ける年の予算審議において議会に説明し、理解を得られた中で議決され、手続を踏んできております。この貸付自体が裁量権の逸脱なのか、これらについても弁護士とも相談をしている経過がございまして。地方自治法の第232条の2は、公益上必要がある場合に地方自治体は寄附することができるとなっております。市が振興公社を存続させるための貸し付けは、市民の健康増進、雇用の創出、経済的効果、知名度の向上などを目的として行われ、効用としても雇用創出や経済効果の観点から相応の結果が得られたと認められ、地方財政にかかわる法令違反はないことなどの事情から、貸し付けについて市の裁量権の逸脱、または濫用があったとは認められないとのことでございます。また、1億5,750万円の損失補償についても10億円を限度に損失補償の議決をいただいているものであり、問題はないものと考えており、約6億7,000万円の権利放棄については、振興公社が解散した以上債権を持っていても回収できる見込みがないため放棄をせざるを得ず、税等の不納欠損と同様の扱いとなるものであります。

振興公社の取締役の責任ということでは、取締役が善管注意義務、忠実義務に違反した場合に会社に対して生じた損害を賠償する責任を負うという有限責任があります。これは、経営判断の原則に照らして事実認識に不注意な誤りがあった、また意思決定の過程が著しく不合理であった場合は違反すると解されるものであります。振興公社を存続させたことに不注意や不合理な点は認められず、経営陣については取締役に認められる裁量の範囲を逸脱したとは認められないとのことから、責任は生じないというふうに考えております。

振興公社の経営が悪化したのは、バブルの崩壊、景気の低迷、利用者の高齢化、若者のゴルフ離れなど社会情勢に影響された結果であります。料金を下げたり、サービスをふやすなど取り組んでまいりましたが、いかんともしがたい事情によるものであり、この点についても帰責事由はないと認められるとの弁護士の見解でございます。ただ、振興公社は株式会社であり、株式会社は営利を目的とする法人でありますから、常に採算性を意識した事業計画が求められるものですが、一般に第三セクターの場合、どうしても公共性が前面に出てしまうという大きな要因が経営破綻を招くと言われ、破綻状態にあってもなかな

か整理ができないことに問題があると言われております。この意味合いからゴルフ場経営は、市の依頼に基づき設置した施設であり、社会情勢の変化に的確に対応することができず、公共サービスの有料の施設を管理運営してきた側面が強かったと考えております。明確な責任の所在はありませんが、結果的に市民負担に及んだ点は真摯に受けとめ、新たな事業の際の教訓として肝に銘じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 黒 弘議員。

○黒 弘議員 最後の3回目の質疑になるわけですが、今の答弁によれば法的な責任はないというような専門家の弁護士さんの見解でもあったわけですが、ただ先ほどから言っているように、この株式会社砂川振興公社の解散ということについて多額の損失を市民に与えてしまったということは、これは議会も全く責任がないなんていうことは絶対言いませんけれども、やっぱり道義的な責任というものはあるのではないのかなというふうに私は感じているのです。

議会も責任がないということは言えないという一つの理由としては、振興公社が開設以来、大体3名ほどの議員が議会を代表して、取締役として株式会社砂川振興公社に、いわゆる経営に参画していたという事実があるわけです。私も議員になって20年になるわけですから、当然この中で第三セクター、振興公社あるいは土地開発公社については、年に1回私たちには6月の決算あるいは予算について質問をする機会があるわけなのですが、ただ、まだ私が議員になってからそんなにたたないころ、この振興公社の決算、予算に対して質疑をしようと思うと、実は先輩議員から議会で選んで取締役として行っているの、質問は控え、何かあればその代表議員に言うべきだというような話も実際されました。なかなかこういうことを質問するというのは難しいことなのだなということを実感として、正直じくじたる思いでいたことはいました。そんなような形がありながら、やはり残念ながら株式会社振興公社の経営に対する議会のチェック機能というのは、少し下がってしまったのかなというふうに今は思うのです。そんなことがあったこともあって、平成19年5月からは議会運営委員会を中心に話し合いをしまして、やはり議会としてチェック機能を高めていかなければいけないのではないかとということで、議会代表の取締役を派遣というか、選任することはやめようということを理事者に申し入れて現在に至っています。そんなことから、それ以降議員の皆さんが振興公社への経営への危機感、あるいはゴルフ場利用者の増へのいろんな提言などを質疑を通して行ってきたのですけれども、残念ながら時遅くこのときを迎えることになったというふうに今私は思っています。自分としては、大きな責任を感じるとともに、やっぱり二度とこんなことを起こしてはならないのではないかなという思いがたくさんです。そのためにはあらゆる部分で議会のチェック機能を高めていかなければならないのではないかと今思っているところなのですが、今こうやって議案提案で多額の債権放棄、あるいは損失補償に至ったこのとき、

市長がどのようにこのことを考えていらっしゃるのかを改めてお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒議員から振興公社解散に当たっての市長の考え方と、大きなくくりでこられまして、私もここで自分の持論を話させていただければ、私はやはり政策決定の透明性というのがもともと市長になるときに言ってきたことであり、住民に情報を開示しないで決定していくのはおかしいと。ですから、私は振興公社の問題につきましても市長になったときの執行方針で、ちょっとセンセーショナルですけども、赤字になったらやめる、それはキャッシュフローも含めて市民向けには赤字になったらやめると言ったほうが一番わかりやすいと、そういう意味で申し上げて、公費は一切入れないと。問題は、それにメスを入れた市長が悪いのかどうかという問題まで私は言おうとは思わない。ただ、振興公社はもともと設立するときには銀行から借入れができません。市が損失補償をしなければというのが法律的になっていますので、どこかでだめになればそれは市が負担するというのもともとついて回っている問題で。ですから撤去の費用というのも私は公共施設と同じように形あるものはどこかで撤去しなければならないと。そこから逃れることはできない。だから、解散しないで公費をそのまま垂れ流したとしてもどこかで撤去費用は出てくるのだと。問題は、赤字をつぎ込むか、つぎ込まないか、それをやっぱり市民にちゃんとわかるような形で出すべきだったのだろうと。

ただ、昔の話は私はする気はありません。このゴルフ場をつくったというのも当時は市民の要望も強く、バブル期、誰がその当時こんな時代を想定できたかと。恐らく少子化でこんなにデフレになるなんていうのは当時は誰も考えていないから、そのときの決定、それは議会も賛同してやった事項でありますから、それは私は間違いだとは思っていません。ただ、情勢が変化したときにどこですぐ対応すべきなのか、恐らくそのタイミングはちょっと違ったのかなと。ただ、私はこういう考えなものですから、正直言ってやっている方には申しわけないけれども、市政を執行する者として無理なものをそのまま続けて公費を出すことはしないと。その時点で解体撤去か、それはどの時点だろうとついて回ると。その総額については市民にはっきり言って、あとは市民の判断で、情報だけは開示しよう。ですから、執行方針に書きましたので、新聞も取り上げてくれるし、広報でもその内容を流してきたと。あとはその判断をしてもらうのは、議会なり、市民にお任せするしかない、そういう考えでございまして、ただやはり私はやられている方々、市民が25%ほどしかいませんでしたけれども、やられている高齢者の方に対しては申しわけないなど。黒字でいければ続けたいのだけれども、一度善岡市政になって公費をつぎ込むと次からやめる理由がないと。ずっと出してしまう。それは私はしたくない。要するに将来にツケを回してはいけないと。わかった時点でそれは整理すべきだと、できないものはと。続かないとわかった時点で。そういう思いでございまして、質問の趣旨がよくわからないのですが、道義的責任とかと言われているわけでも……、政策的な責任は負いますけれども、

道義的という意味が私はわからなくて、私は市民に対して見込みのないものに金を出すか、出さないかの判定をしたと。それは、イコール国で言っている第三セクターを整理しなさいと。それは今言ったことではなくて、全部隠れみので赤字垂れ流ししているのではないかとということで整理していく中のうちがそういう状況になったと。それがわかったときの首長としては公費を出す気にはならなかったということで、過去のどうのこうのの論議というのは、そのときのそれぞれで理事者と議会が恐らく決めてきたのだろうと。だから、こうなってきたので、それを論評することは私はできる立場にないというか、議会と理事者が決めた事項には。ただ私が責任を負うのは公費を出さないと、それに対してどうなのだというところはいろいろお叱りも受けておりますし、それについてはいろいろ思うことでもありますけれども、私はやっぱりそこにさらに入れる気にはならなかったと。再生の道があるのだったら私は出しています。でも、全国の8割が赤字で、6割は潰れている。その理由は経済的状况と社会的状況、いわゆる少子高齢化、子供がいなくなる、デフレで企業が全部だめになってきている、やる人が減った、そういう条件の中で民間のプロがやってもだめなものを第三セクターで公務員がやるなんていうのは考えられません。そういう思いで決断をさせていただきまして、あとは議員の皆様と市民の皆様にご判断をいただくしかないということでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第15号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) 議案第15号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例

の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条に規定する長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴い、委員会の出席説明要求者を改めるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分については、アンダーラインを表示しております。

第21条は、説明のための出席者を求める定めで、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改めるものであります。

附則といたしまして、第1条は施行期日の定めで、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであり、第2条は旧教育長に関する経過措置の定めで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の際に現に在職する教育委員会の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限りこの条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第2号 監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第4、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告



の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第5 意見案第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ  
確実な運用に関する意見書について

意見案第2号 労働者保護ルール改正反対を求める意見書について

意見案第3号 国会決議が守れないならTPP交渉からの撤退を求  
める意見書について

意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書について

○議長 東 英男君 日程第5、意見案第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のため  
の安全かつ確実な運用に関する意見書について、意見案第2号 労働者保護ルール改正反  
対を求める意見書について、意見案第3号 国会決議が守れないならTPP交渉からの撤  
退を求める意見書について、意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書につ  
いての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号までに対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これで日程の全てを終了いたしました。

平成27年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成23年5月の市議会において図らずも議長のご指名をいただき、副議長ともども市勢の発展と円滑な議会運営に精進してまいりました。この間議員各位並びに理事者の皆様に格別なご支援をいただきましたことに心よりお礼を申し上げます。また、議場におきまして皆様と顔を合わせることも本日をもって最後となるものと思いますが、4年間、砂川市議会の運営が円滑に本日までまいりましたことに対しましても重ねてお礼を申し上げます。どうか皆様におかれましては、今後とも健康に留意されまして、市勢の発展のためなお一層のご努力をされんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。大変どうもありがとうございました。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月17日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員